



平成 28 年 10 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社パレモ
代表者名 代表取締役社長 吉田 馨
(J A S D A Q ・ コード 2 7 7 8)
問合せ先 常務取締役管理担当 永井 隆司
(TEL. 0587-24-9771)

**エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合による当社株券に対する
公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合（以下「公開買付者」といいます。）が平成 28 年 9 月 5 日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が平成 28 年 10 月 17 日をもって終了しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成 28 年 10 月 24 日をもって、下記のとおり、当社の親会社、当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動が生じることとなりますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社パレモ株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

II. 親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動について

1. 異動予定年月日

平成 28 年 10 月 24 日（本公開買付けの決済の開始日）

2. 異動に至った経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式 7,493,442 株の応募があり、買付予定数の下限（7,493,442 株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全ての買付けを行う旨の報告を受けました。この結果、平成 28 年 10 月 24 日（本公開買付けの決済の開始日）に本公開買付けの決済が行われた場合には、同日付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が 50%を超えることとなるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。また、

公開買付者の業務執行組合員であるエンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社も、公開買付者を通じて財務及び事業の方針の決定を支配しているため、新たに当社の親会社に該当することとなります。

さらに、公開買付者は本公開買付の実施にあたり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主のユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社（以下「ユニーファミリーマートHD」といいます。）との間で、ユニーファミリーマートHDが所有する当社株式の全部を応募する旨の本公開買付けに応募する旨の合意（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。ユニーファミリーマートHDは本応募契約に従い、その所有する全ての当社株式について本公開買付けに応募したため、平成28年10月24日（本公開買付けの決済の開始日）付けで、ユニーファミリーマートHDは、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

3. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(平成28年8月31日現在)

① 名 称	エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合	
② 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	
③ 設 立 根 拠 等	民法に基づいて設立された組合	
④ 業務執行組合員の概要	名 称	エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社
	所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 三村 智彦
	事 業 内 容	投資事業
	出 資 金	900,000 千円
⑤ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。

(2) 新たに親会社に該当することとなる株主の概要

(平成28年8月31日現在)

① 名 称	エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社	
② 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 三村 智彦	
④ 事 業 内 容	投資事業	
⑤ 資 本 金	1,000 万円	
⑥ 設 立 年 月 日	平成28年7月1日	
⑦ 純 資 産	9.5 百万円	

⑧ 総 資 産	9.8 百万円
⑨ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 28 年 8 月 31 日現在)	一般社団法人 エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ワン 100%
⑩ 当社と当該株主の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(3) 親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(平成 28 年 8 月 31 日現在)

① 名 称	ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社																				
② 所 在 地	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号																				
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上田 準二																				
④ 事 業 内 容	総合小売、コンビニエンスストア、専門店、金融サービス事業などで構成される企業グループの運営企画・管理（純粋持株会社）																				
⑤ 資 本 金	16,658 百万円																				
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 56 年 9 月 1 日																				
⑦ 連 結 純 資 産	285,077 百万円																				
⑧ 連 結 総 資 産	741,210 百万円																				
⑨ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 28 年 8 月 31 日現在)	<table border="0"> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）</td> <td>13.21%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）</td> <td>4.61%</td> </tr> <tr> <td>GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL</td> <td>3.14%</td> </tr> <tr> <td>伊藤忠商事株式会社</td> <td>2.98%</td> </tr> <tr> <td>野村證券株式会社</td> <td>2.97%</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>2.90%</td> </tr> <tr> <td>CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW</td> <td>2.67%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>2.59%</td> </tr> <tr> <td>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</td> <td>2.30%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）</td> <td>2.12%</td> </tr> </table>	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13.21%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.61%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	3.14%	伊藤忠商事株式会社	2.98%	野村證券株式会社	2.97%	日本生命保険相互会社	2.90%	CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	2.67%	株式会社三菱東京UFJ銀行	2.59%	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2.30%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	2.12%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13.21%																				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.61%																				
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	3.14%																				
伊藤忠商事株式会社	2.98%																				
野村證券株式会社	2.97%																				
日本生命保険相互会社	2.90%																				
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	2.67%																				
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.59%																				
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2.30%																				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	2.12%																				
⑩ 当社と当該株主の関係																					

資本関係	当該株主は、本日現在、当社の発行済株式総数の 62.22%を保有しております。但し、その所有する全ての当社株式について本公開買付けに応募しております。
人的関係	当社取締役越田次郎氏は、当該株主の取締役を兼務しております。
取引関係	当社発行の電子記録債務に対する被保証、保証料の支払を行っております。

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

(1) エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	74,934 個 (62.22%) (7,493,442 株)	—	74,934 個 (62.22%) (7,493,442 株)	第1位

(注1) 議決権所有割合は、当社が平成 28 年 10 月 3 日に提出した第 32 期第 2 四半期報告書に記載された同日現在の発行済株式総数 (12,051,384 株) から同四半期報告書に記載された同年 8 月 20 日現在当社が保有する自己株式数 (7,600 株) を控除した株式数 (12,043,784 株) を分母として計算しており、以下同様とします。

(注2) 議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入しており、以下同様とします。

(2) エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社	—	74,934 個 (62.22%) (7,493,442 株)	74,934 個 (62.22%) (7,493,442 株)	—

(3) ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	計	
異動前	親会社及び主要株主である筆頭株主	74,934 個 (62.22%) (7,493,442 株)	—	74,934 個 (62.22%) (7,493,442 株)	第1位
異動後	—	—	—	—	—

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

当社は、本公開買付けの結果、公開買付者及びエンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社を非上場の親会社として持つこととなりますが、財務及び事業の方針の決定を支配していると考えられるエンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社が、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

6. 今後の見通し

本公開買付けの結果、公開買付者が当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなりますが、当社が平成 28 年 8 月 31 日に公表した「エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載のとおり、当社株式は、引き続き上場が維持される予定です。

以 上

(添付資料)

平成 28 年 10 月 18 日付「株式会社パレモ株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 28 年 10 月 18 日

各 位

東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号
エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合
業務執行組合員 エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社
代表取締役 三村 智彦

株式会社パレモ株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 8 月 31 日付「株式会社パレモ株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」で公表のとおり、株式会社パレモ（東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）上場、証券コード：2778、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 28 年 9 月 5 日より本公開買付けを実施していましたが、下記の通り、本公開買付けが平成 28 年 10 月 17 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合
業務執行組合員 エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社
(東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号)

(2) 対象者の名称

株式会社パレモ

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付け予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,600,000 (株)	7,493,442 (株)	7,600,000 (株)

(注 1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (7,493,442株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限 (7,600,000株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を

含みます。以下「法」といいます。) 第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。) 第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受け渡しその他の決済を行います。

(注2) 買付予定数の下限(7,493,442株)は、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社(以下「ユニー・ファミリーマートHD」)が所有する対象者株式数と同数です。

(注3) 買付予定数の上限(7,600,000株)は、以下の理由から設定したものです。

公開買付者は、応募された株券等の全部を買い付ける義務が課される株券等所有割合が3分の2以上の株式取得を予定していません。他方で、本公開買付価格100円は、本公開買付けにかかる公開買付届出書の提出日の前営業日である平成28年9月2日の対象者株式の東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場における終値(242円)に対して58.68%のディスカウントを行った価格です。そのため、ユニー・ファミリーマートHDを除く株主からの応募想定していないものの、応募自体は制限していないため、ユニー・ファミリーマートHDを除く株主から仮に一定数応募があった場合であっても、その応募数が106,558株以下にとどまれば、ユニー・ファミリーマートHDがその所有する対象者株式の全部(7,493,442株)を売却することができるように設定した買付予定数になります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成28年9月5日(月曜日)から平成28年10月17日(月曜日)まで(28営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成28年10月19日(水曜日)まで(30営業日)となりますが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金100円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数(7,600,000株)が買付予定数の下限(7,493,442株)に達し、かつ、買付予定数の上限(7,600,000株)を超えませんでしたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(平成28年9月21日及び9月30日付公開買付届出書の訂正届出書による訂正を含む。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び府令（第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 28 年 10 月 18 日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	7,493,442 (株)	7,493,442 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	7,493,442 (株)	7,493,442 (株)
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	74,934個	(買付け等後における株券等所有割合62.22%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合—%)
対象者の総株主等の議決権の数	119,191個	

(注 1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 28 年 10 月 3 日に提出した第 32 期第 2 四半期報告書に記載された平成 28 年 8 月 20 日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式を含む対象者株式の全てを公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成 28 年 10 月 3 日に提出した第 32 期第 2 四半期報告書に記載された平成 28 年 8 月 20 日現在の発行済株式総数 (12,051,384 株) から対象者が所有する自己株式数 (7,600 株) を控除した 12,043,784 株に係る議決権の数 (120,437 個) を分母として計算しております。

(注 2) 「買付等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号

② 決済の開始日

平成 28 年 10 月 24 日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した銀行口座へ送金いたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る平成 28 年 8 月 31 日に公表した「株式会社パレモ株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合
(東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

以上